

(5) 生活場所の衛生管理（温湿度管理、換気等）

管理目標 適切な室内空気環境を保つ

被災者は、長期間の集団生活で体力が落ちていることもあり、適切な温湿度を保つことが難しい避難所内では体調を崩すおそれがあります。

また、集団生活をする生活空間では、換気不足によって、健康上の問題が発生するおそれがあります。被災者に対しては、ポスター（資料 13）等により啓発をします。

管理のポイント

① 暑さ対策

ア こまめに水分補給をします。

イ 避難所内は風通しを良くし、生活区域が日陰になるようにします。

ウ 屋外で作業をするときは、帽子をかぶり、作業前と作業中 30 分ごとに水分と塩分を補給します。

② 寒さ対策

ア 毛布や使い捨てカイロ、湯たんぽ等を使用します。

イ 避難所の床や窓にマットや畳を敷き、温度管理をします。

③ 換気対策

ア 1 時間に 1 回 5 分間を目安に窓を開け換気をします。

イ 特に冬季には石油ストーブ等の暖房器具の長時間使用を控え換気を十分に行います。

ウ 冬季には、低湿度とならないよう加湿器を使用して、適切な湿度に管理します。

また、加湿器を使用する際は、タンク内の水を毎日入れ換えるためなどの管理をします。

【解説】

① 暑さ対策

ア 脱水症や熱中症を予防するために、のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をとるようにします。なお、塩分の補給も脱水症や熱中症の予防に有効な対策ですので、水分と塩分が効率的に補給できるスポーツ飲料があれば、優先して補給するようにします。

イ 屋内でも気温が高いと脱水症や熱中症になるおそれがあるため、避難所内では風通しをよくし、生活区域が日陰になるように工夫します。

ウ 被災者は集団生活で体力が落ちていることもあり、暑さで体調を崩しやすい状態にあります。日中、屋外で作業するときは、帽子をかぶり、作業前と作業中30分ごとに水分と塩分を補給します。また、作業中、具合が悪くなった場合はただちに作業を中止し、屋内で休息をとるようにします。

② 寒さ対策

冬季は避難所の温度が低くなりやすく、高齢者や乳幼児は寒さで体調を崩すおそれがあります。屋内の温度管理に注意し、必要であれば以下の対策を講じます。

ア 被災者に毛布、カイロ、湯たんぽ等が配布されているか確認します。カイロを使用する際は、低温やけどに注意します。

イ 避難所内に大型の暖房器具（エアコン、石油ストーブ等）が設置されていない場合は、床にマットや畳を敷き、屋内の温度管理をします。

③ 換気対策

ア 換気が不足すると、屋内の空気が滞り、ほこりや二酸化炭素の増加によって、被災者が体調を崩すおそれがあります。そのため、1時間に1回5分間を目安に窓等を開け、定期的な換気を行います。

イ 石油ストーブ等の暖房器具を使用する際は、屋内の一酸化炭素濃度が高まる危険があるため、長時間の使用は避け、換気を十分に行うようにします。

ウ 冬季に屋内の湿度が低いと、インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症の発生リスクが高まることから、加湿器を使用して適切な湿度に管理します。なお、加湿器を使用する際は、タンク内の水を長期間入れたままにすると、タンク内に微生物が繁殖するおそれがあることから、次のとおりに管理します。

(ア) タンク内の水は毎日入れ換えます。

(イ) タンクの内面は定期的に洗浄します。

(ウ) 吹出口の周辺は定期的に清掃します。

☆参考☆ 空気環境の調整について

空調設備が使用可能である場合には、気象条件等を勘案して、適切な空気環境を維持できるよう、次の点に留意して適切に運転します。

① 温度

17℃以上28℃以下の範囲で適切な温度を設定し、過剰な冷房や暖房が生じないように十分に配慮します。

② 湿度

40%以上70%以下の範囲で適切な湿度を設定し、冬季における低湿度が生じないように加湿装置を適切に運転管理します。

③ 二酸化炭素濃度

屋内の空気中の二酸化炭素の含有率を1,000ppm以下に保たれるように換気に十分配慮します。

(6) 寝具等の衛生管理

管理目標 清潔で衛生的な寝具等を提供する

被災者に清潔で衛生的な寝具等を常に提供することで、避難所の衛生管理の向上につながることができます。特に、ダニやかびが発生した場合には、健康上の問題につながる可能性もありますので、発生を予防するため日光干し等を行い、整理整頓を行います。

管理のポイント

① 寝具等の清潔保持

晴れた日には、定期的に、布団、毛布、まくら等の日光干しや通風乾燥を行います。

シーツ等は定期的に洗濯等を行います。洗濯等ができない場合には、できるだけ新しいものと取り替えるようにします。

また、避難所内は原則、土足禁止とし、布団を敷くスペースと通路を分けて、寝具の汚れをできるだけ抑えるよう配慮します。

② 寝具等の保管

寝具等は衛生的に保管します。

【解説】

避難所では生活区域が狭いことから、毛布等の寝具を常時敷いたまま過ごすことが多くなりがちです。

しかし、寝具にこもった汗や熱は、ダニやかびの発生には好条件となってしまいます。

ダニやかびはアレルギーの原因物質となり、健康上の問題が発生するおそれがありますので、発生を予防するために、以下のことに注意して寝具等を管理します。

① 寝具等の清潔保持

日中は布団を敷いたままにせず、晴れた日には定期的に、布団、毛布、まくら等の日光干しや通風乾燥を行います。日光干しは30分以上行います。また、避難所に掃除機や布団乾燥機（または布団乾燥車）があれば、少なくとも週1回の頻度で使用します。

また、避難所内は、原則、土足禁止とし、入室する前に服の埃やズボンの泥等は可能な限り落とし、外から汚れを持ち込まないようにします。

身の回りを整理整頓することで、避難所の衛生管理の向上につながります。

<シーツ等の交換>

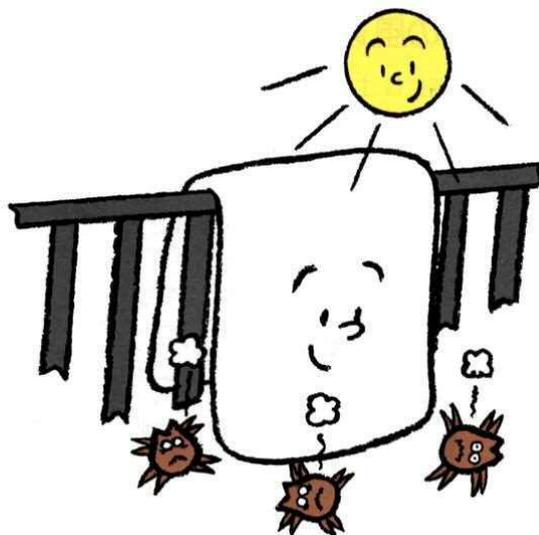
シーツ等は定期的に洗濯を行い交換します。洗濯等ができない場合には、できるだ

け新しいものと取り替えます。また、シーツ等の交換は高齢者の手助けが出来るよう、曜日を決めて計画的に実施します。高齢者は寝具の上げ下ろしが困難な場合があるので、周囲の方の手伝いが必要になることがあります。

② 寝具等の保管

日光消毒済みの寝具等は消毒前のものと区分して、衛生的に保管するようにします。また、新たに支給された寝具は使用済みのものと区分して保管します。

避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とするものについては、県に支援の要請を連絡します。連絡を受けた県は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、愛知県クリーニング生活衛生同業組合へ支援を要請するなど被災者の公衆衛生の向上に努めます。



(7) 入浴設備の衛生管理

管理目標 衛生面に配慮し、入浴を提供する

入浴は、身体の清潔を保つのに役立つばかりではなく、全身の血行をよくし、硬くなった関節や精神的な緊張をほぐす効果も期待できます。入浴ができない場合には、清拭をすることで、身体の清潔を保つことができます。

入浴は、避難所の被災者にとって、生活上の大きな楽しみともなることから、快適に入浴の機会を得ることができるよう、入浴ルールを予め定めておき、衛生面に十分配慮し、入浴を提供することが必要です。

① 地域内の公衆浴場等を利用する場合

管理のポイント

○ 地域内の公衆浴場等を利用

地域内の公衆浴場等の営業状況を把握し、被災者に利用を呼びかけます。

また、県は、必要に応じて、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、被災者に対する入浴の提供を確保します。

【解説】

○ 地域内の公衆浴場等を利用

地域内の公衆浴場等の営業状況を把握し、被災者に利用を呼びかけます。

また、市町村は、被災者に対する入浴の提供を必要とする場合は、県に支援を要請します。要請を受けた県は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合及び愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合へ支援の要請を行い被災者の公衆衛生の向上に努めます。その際、利用者の募集にあたっては、不公平のないように配慮します。

☆参考☆ 入浴ができない場合について

仮設風呂・シャワーが整わない場合でも、健康や感染症予防等のために、身体を清潔に保つことが大切です。

そのため、身体の清潔を保つ方法としては、温かいおしぼりやタオル等を用いて体を拭いたり、足や手等を温湯に浸し、身体を暖める方法もあります。

② 避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合

管理のポイント

- ア 入浴ルールの設定
男女別に利用時間を設定し生活グループ単位で利用します。
- イ 浴槽水の衛生管理
浴槽の湯は定期的に入れ換え、消毒を行います。
- ウ 入浴施設の清掃
当番を決めて交代で行います。

【解説】

- ア 入浴ルールの設定
男女別に利用時間を設定し、生活グループ単位で利用します。
 - (ア) 希望者が多い時期
 - ・男女別に利用時間を設定し、生活グループ単位を基本とします。
 - ・利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
 - ・入浴順については、乳幼児や高齢者等の支援が必要な方を優先する等の配慮も必要です。
 - (イ) 希望者がある程度落ち着いてきたら
 - ・利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受け付けます。
 - ・利用時間は状況に応じて30分程度に延長します。
- イ 浴槽水の衛生管理
浴槽の湯は、定期的に入れ換えます。
また、浴槽の湯は、塩素剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて、遊離残留塩素濃度が0.2mg/L以上に保つよう常に消毒を行います。
なお、入浴中は定期的に残留塩素測定器を用いて遊離残留塩素濃度を測定します。
- ウ 入浴施設の清掃
共同で使う入浴施設の清掃は、生活グループ単位等当番を決めて交代で行います。
浴室や脱衣室内の入浴者が直接触れる場所（浴槽、浴室や脱衣室の床・壁等）や器具類（洗いおけ、腰掛、足ふきマット、脱衣かご等）等は、常に清潔に保つよう管理します。また、浴室や脱衣室内は、換気を十分に行います。

(8) 生活衛生サービスの確保

管理目標 衛生面に配慮し、生活衛生サービス（理・美容）を提供する

避難所の被災者に対して理容・美容サービスの提供を行う場合は、理容師・美容師に依頼して、衛生的に実施します。

管理のポイント

① 理容・美容サービスの提供

理容・美容サービスの提供は、必ず、理容師・美容師に依頼して実施します。

また、市町村は、必要に応じ、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき被災者に対する理容・美容サービスの提供を確保します。

② 実施場所等の衛生管理

避難所で行う場合は、実施場所等の衛生管理に注意します。

【解説】

① 理容・美容サービスの提供

理容・美容サービスは、理容師法・美容師法に基づき、理容師・美容師でなければ実施できません。そのため、実施する場合は、理容所・美容所に所属する理容師・美容師に依頼して行います（ボランティアで理容・美容サービスを提供する場合も理容師・美容師でなければ実施できません。）。

また、市町村は、被災者に対する理容・美容サービスの提供を必要とする場合は、県に支援を要請します。要請を受けた県は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、愛知県理容生活衛生同業組合及び愛知県美容業生活衛生同業組合へ支援を要請するなど被災者の公衆衛生の確保に努めます。

② 実施場所等の衛生管理

避難所で理容・美容サービスを提供する場合、皮膚に接する布片及び器具は清潔に保ち、皮膚に接する布片は1人ごとにこれを取りかえ、皮膚に接する器具は1人ごとにこれを消毒する等、通常の理容所・美容所と同様の衛生基準に保つことが必要です。

また、理容・美容サービスを行う専用のスペースの確保に努め、髪の毛の飛散防止対策を行うことにも留意しなければなりません（資料14）。

<参考>

愛知県と県内5生活衛生同業組合は、大規模災害発生時に県内被災市町村において避難が長期化し、被災者への日常生活面での支援が必要となった場合に備え、被災者に対する理容、美容、入浴及びクリーニング業務の提供に関して協定を締結しています。

各生活衛生同業組合^{注1)}の概要及び提供する業務の内容

| 名 称 | 所在地 | 連絡先電話番号 (上段電話、下段FAX) | 組合員数 <small>注2)</small> | 提供する業務 |
|-------------------|---------------------|------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 愛知県理容生活衛生同業組合 | 名古屋市千種区 今池2-1-13 | 052-741-4088 052-731-6047 | 3,463 | 避難所等における被災者に対する理容の提供 |
| 愛知県美容業生活衛生同業組合 | 名古屋市中区上 前津2-9-10 | 052-331-5151 052-331-5500 | 4,188 | 避難所等における被災者に対する美容の提供 |
| 愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合 | 名古屋市中区栄 4-14-21 | 052-261-1685 052-261-1687 | 510 | 被災者に対するホテル・旅館での入浴の提供 |
| 愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合 | 名古屋市中区千 代田3-9-14 | 052-322-5735 052-321-2645 | 134 | 被災者に対する公衆浴場での入浴の提供 |
| 愛知県クリーニング生活衛生同業組合 | 名古屋市千種区 大久手町5-11 | 052-741-5334 052-741-5198 | 507 | 避難所等で被災者が使用する自治体所有のシーツ、毛布等のクリーニングの提供 |

注1)「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、生活衛生関係営業ごとに都道府県単位で設立されている同業者の組織(1業種1団体)で、施設の改善と経営の安定を図るための事業者の自主的活動を促し、経営の健全化を通じて、衛生水準の向上を図ることを目的としている。

注2) 組合員数は、平成24年12月現在